

佐 本 規 制 発 第 2 1 6 号
令 和 2 年 1 2 月 2 8 日

各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和8年3月31日まで)
有 効	令和8年3月31日まで
企画係	
交 通 部 長	

バス停留所の安全確保に向けた対策への交通警察の対応について（通達）

平成30年8月、他県において、路線バスがバス停留所に停止中、同所直近の横断歩道を横断中の女子児童に別の通行車両が衝突、同児童が亡くなる交通死亡事故が発生したことを受け、国土交通省が主体となり、バス停留所の安全性確保に向けた取組が全国的になされているところである。

こうした情勢を受け、本県においても、同省九州運輸局佐賀運輸支局が主体となり、道路管理者、地方公共団体、関係一般乗合旅客自動車運送事業者（以下バス事業者という。）、警察（交通規制課）等の関係機関で構成する「佐賀県バス停留所安全性確保合同検討会」が開催され、安全性確保対策が必要なバス停留所が別紙のとおり公表された。

今後、各地域毎に分科会が設置され、バス事業者が主体となり、道路管理者（国、県、市町）や関係警察署等の協力を得て、対策が必要なバス停留所の移設・廃止、横断歩道の移設等のハード対策を講じていくこととなる。

各警察署にあっては、バス事業者から協力依頼がなされた際、現場協議等への署員の派遣、交通の安全を確保する上で必要な意見の申し入れを積極的に行う等、適切な対応に努められたい。

なお、分科会の開催結果等については、交通規制課企画係へ報告すること。

～別添省略～